

平成25年度 京都市営保育所移管先法人等募集要項

別表に掲げる各保育所について、平成27年4月から当該施設の移管を受ける社会福祉法人等を募集します。

1 申請の資格

申請の資格は、次の各号に掲げる条件に該当する法人等とします。

- (1) 京都市内において、認可保育所の運営に現在携わる社会福祉法人等であること。
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものでないこと。
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体の代表者及び役員が京都市暴力団排除条例第2条に定める暴力団員等でないことその他契約の相手方としてふさわしくない者でないこと。
- (6) 租税公課を滞納していないこと。また、法人の場合は、代表者が租税公課を滞納していないこと。

2 選定の手順

平成25年7月 5日（金）～8月21日（水）

募集要項等の配布



7月 5日（金）～7月19日（金）

質疑の受付期間



7月22日（月）～8月 2日（金）

質疑の回答



8月15日（木）～8月21日（水）

申請書類の受付期間



8月22日（木）～9月下旬

(第一次審査) 書面審査(※1)



10月～11月

(第二次審査)
実地審査、プレゼンテーション審査・ヒアリング審査(※2)



11月下旬

移管先候補者(※3)の選定

(※1) 申請書類中の計画を実現するための具体的な方策が確認できない場合は、第一次審査の実施前の段階で、審査の対象外とすることがあります。

(※2) 申請者が多数の場合は、第一次審査（書面審査）の結果により、第二次審査対象者を選考することがあります。第一次審査の結果については、申請者全員に文書でお知らせします。

(※3) 公募により移管先の候補となる法人等をいいます。

なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。その際は、上記の手順に関わらず、再公募等を行う場合があります。

3 申請手続

(1) 申請方法

下記により，書類を提出してください。

ア 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のとおり

イ 提出期間

平成25年8月15日（木）～8月21日（水）

受付は午前9時から午後4時まで（土日除く）

※ 書類の確認を行いますので，提出に際しては，事前に電話のうえ御来庁ください。

ウ 提出場所

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

京都市保健福祉局子育て支援部保育課

電話 075-251-2390（直通）

(2) 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は，次により行います。

ア 質疑者の資格

本要項中「1 申請の資格」を満たす者とします。

イ 質疑の方法

質疑の方法	提出日時及び場所
質疑の要旨を簡潔にまとめ，電子メールで送信していただくか，持参してください。	① 受付期間 平成25年7月5日（金）～7月19日（金） 持参の場合は，午前9時から午後5時まで（土日祝日除く） ② 受付場所等 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階 京都市保健福祉局子育て支援部保育課 電子メールアドレス hoiku@city.kyoto.jp *上記期間以外は，質問を受け付けません。

ウ 回答

8月2日（金）までに質疑回答書を質疑者全員に電子メールで送信するとともに（着信確認の返信をすること），保育課ホームページに掲載します。質疑回答書は，この要項と一体のものとして，要項と同等の効力を有するものとします。ただし，やむを得ない事情により回答の送信が遅れる場合は，質疑者全員に別途連絡します。

(3) 関係法令の遵守

申請書類の作成にあたっては，関係法令を遵守してください。

(4) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は，追加書類の提出を求める場合があります。

(5) ヒアリングの実施

本市が必要と認める場合は，申請書類等の提出後に，申請者に対してヒアリングを実施します。

(6) 申請者が運営する保育園の实地審査

本市が必要と認める場合は，申請者が運営する保育園の实地審査を行います。

(7) 著作権の帰属等

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし，本市は移管先候補者の選定の公表等必要な場合には，申請書類の内容を無償で使用できるものとします。また，京都市は事業計画等申請書類の内容及び移管先候補者の選定結果を公表する場合があります，申請者はこれに対して異議を申し立てることができません。

なお，申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。

- (8) 費用の負担
申請に関する費用は、すべて申請者の負担とします。
- (9) 資料の取扱い
本市が提供する資料は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。
- (10) 留意事項
申請者が、移管先候補者の選定に関して京都市営保育所移管先選定等委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

4 移管先候補者の選定等

- (1) 移管先候補者の選定方法
移管先候補者の選定に当たっては、次のとおり、審査を行い、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、市長が移管先候補者として選定します。
なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。
- ア 第一次審査（書面審査）
「書面審査の項目及び基準」（別紙2）に基づき、各審査項目について0点から2点までの3段階評価を行い、各審査項目の評価点（0点～2点）を算定します。次に、各審査項目の評価点に、各審査項目の重要度に応じて設定した係数（1～3）を乗じて、各審査項目の得点を算出します。
審査項目（大項目）の運営実績に係る審査項目の得点小計を25点満点とし、事業計画に係る審査項目の得点小計を75点満点として得点を換算します。
申請者が多数の場合は、第一次審査（書面審査）の結果により、第二次審査対象者を選考することがあります。第一次審査の結果については、申請者全員に文書でお知らせします。
- イ 第二次審査（実地審査、プレゼンテーション審査・ヒアリング審査）
実地審査（別紙3）の評価点は、Aを2点、Bを1点、Cを0点とし、評価点の合計を50点満点として得点を換算します。
実地審査、プレゼンテーション審査・ヒアリング審査を実施したうえで、第一次審査（書面審査）の評価点を補正し、合計の得点（150点満点）をもって、申請者の総得点とします。

	運営実績に係る配点	事業計画に係る配点	計
書面審査	25点	75点	100点
実地審査	50点	—	50点
計	75点	75点	150点

- (2) 審査結果
移管先候補者の選定は、平成25年11月下旬の予定です。審査結果については、申請者全員に文書で通知します。
- (3) 移管先候補者の選定等の公表
移管先候補者の選定後、申請の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要等について公表することがあります。
- (4) 市会の議決に係る事項
移管先候補者の選定後、京都市会に京都市保育所条例の改正に係る議案を付議し、議決を受けることとなります。仮に議決が得られなかった場合及び否決された場合、移管事務を停止する場合があります。また、市会の議決を得るまでの間に移管先候補者を移管先法人等に選定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、移管先法人等に選定しないことがあります。

なお、市会の議決が得られなかった場合等において、移管先候補者が保育所の移管に関して支出した費用等については、補償できませんので、あらかじめ御了承ください。

5 移管に係る基本的事項

(1) 財産の引継ぎ

ア 土地（市有地）

有償での貸付とします。貸付料については、移管開始後6年間は、京都市公有財産規則に基づき算出した額の1/4とします。減額期間終了後の取扱いについては、協議の上、定めることとします。

イ 建物

有償での譲渡又は貸付とします。

(ア) 譲渡

譲渡額については、不動産鑑定評価額とします。

なお、評価額の3/4について、本市からの補助を予定しています。

(イ) 貸付

a 10年以内の定期建物賃貸借契約を締結し、その契約期間内に、譲渡に関する協議を行うこととします。

b 貸付料については、京都市公有財産規則に基づき算出した額の1/2とします。

ウ 備品（机、椅子、保管庫、ベビーベッド、ピアノなど）

希望する備品について有償で譲渡します。譲渡額については、耐用年数により減価償却した価格とします。

(参考) 土地貸付料、建物譲渡額、建物貸付料及び備品価格について（見込み）

	船岡乳児保育所	九条保育所	吉祥院保育所
土地貸付料(年間) ※1	約 68 万円	約 60 万円	約 55 万円
建物譲渡額	約 952 万円	約 753 万円	約 2,120 万円
(法人等負担額)	(約 238 万円)	(約 189 万円)	(約 530 万円)
建物貸付料(年間) ※2	約 44 万円	約 21 万円	約 141 万円
備品価格 ※3	約 3 万円	約 3 万円	約 3 万円

※1 平成25年度の近傍地の固定資産税評価額及び登記簿等の面積を基に算出した額であり、平成27年度の貸付時には、平成26年度の固定資産税評価額及び実測面積を基に算出します。

※2 平成27年度時点の経過年数等を基に算出した額であり、平成28年度以降は、貸付料の額は逡減します。

※3 現在備品台帳に記載されたすべての備品を、平成27年4月に譲渡するものとし、耐用年数により減価償却した額

(2) 業務の引継ぎ・共同保育

ア 期間

引継ぎ 平成26年4月～平成26年12月

共同保育 平成27年1月～平成28年3月

イ 実施方法（予定）

(ア) 移管前（平成26年度）

時 期	派遣職員（法人等職員）※	頻 度
26年4月～ 26年12月 (引継ぎ)	施設長予定者 1人 主任保育士予定者 1人	原則週1日 (主任保育士予定者は10 月～12月は原則週5日)
27年1月～ 27年3月 (共同保育)	施設長予定者 1人 主任保育士予定者 1人 担任予定者(各クラス1人) 4人～5人 調理員 1人	原則週5日 (分園として運営する場合施 設長予定者は原則週1日)

※ 京都市民間保育園職員給与等運用事業（プール制）における給料表等に基づき本市が算定した人件費の補助を予定しています。

(イ) 移管後（平成27年度）

時 期	派遣職員（本市職員）※	頻 度
27年4月～ 28年3月 (共同保育)	副所長 1人 移管前の担任 4人～5人	必要な日数

※ 移管後の状況に応じて、本市からの派遣職員を適宜減らします。

(3) 三者協議会

児童への影響や保護者の意向を十分に踏まえた移管となるよう、平成26年4月から、入所児童の保護者、行政及び移管先法人等による三者協議会を開催します。

6 基本的事項の遵守

移管先候補者が、この要項に定める基本的な事項に反した場合は、移管先法人等に選定しないことがあります。

7 施設の概要

別表「保育所一覧」のとおり

8 移管後の運営に係る基本事項

移管後の運営については、別紙4「移管後の運営に係る基本事項について」を内容とした協定を締結したうえで基本事項を遵守していただきます。移管後に基本事項の違反が認められた場合は、損害賠償請求や他の法人等への再移管を行う場合があります。

なお、移管申請の際提出した計画について、実現のための具体的な方策が確認できない場合は、申請のあった法人等を審査の対象外とすることがあります。

9 その他

移管日の前日に在所していた障害児加配対象児童が退所するまでの間、市営保育所と同様の判定方法により認定した人件費相当額を、障害児統合保育対策費として支給する予定です。

10 問い合わせ先

京都市保健福祉局子育て支援部保育課

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

電話 075-251-2390 FAX 075-251-2950

電子メールアドレス hoiku@city.kyoto.jp

保育所一覧

名称	所在地	設置年月	定員
京都市船岡乳児保育所	京都市北区柴野下築山町 20 番地	昭和 29 年 5 月	60 人
京都市九条保育所	京都市南区西九条春日町 49 番地	昭和 14 年 11 月	60 人
京都市吉祥院保育所	京都市南区吉祥院菅原町 22 番地の 1	昭和 45 年 10 月	60 人

(参考 1) 入所児童数 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

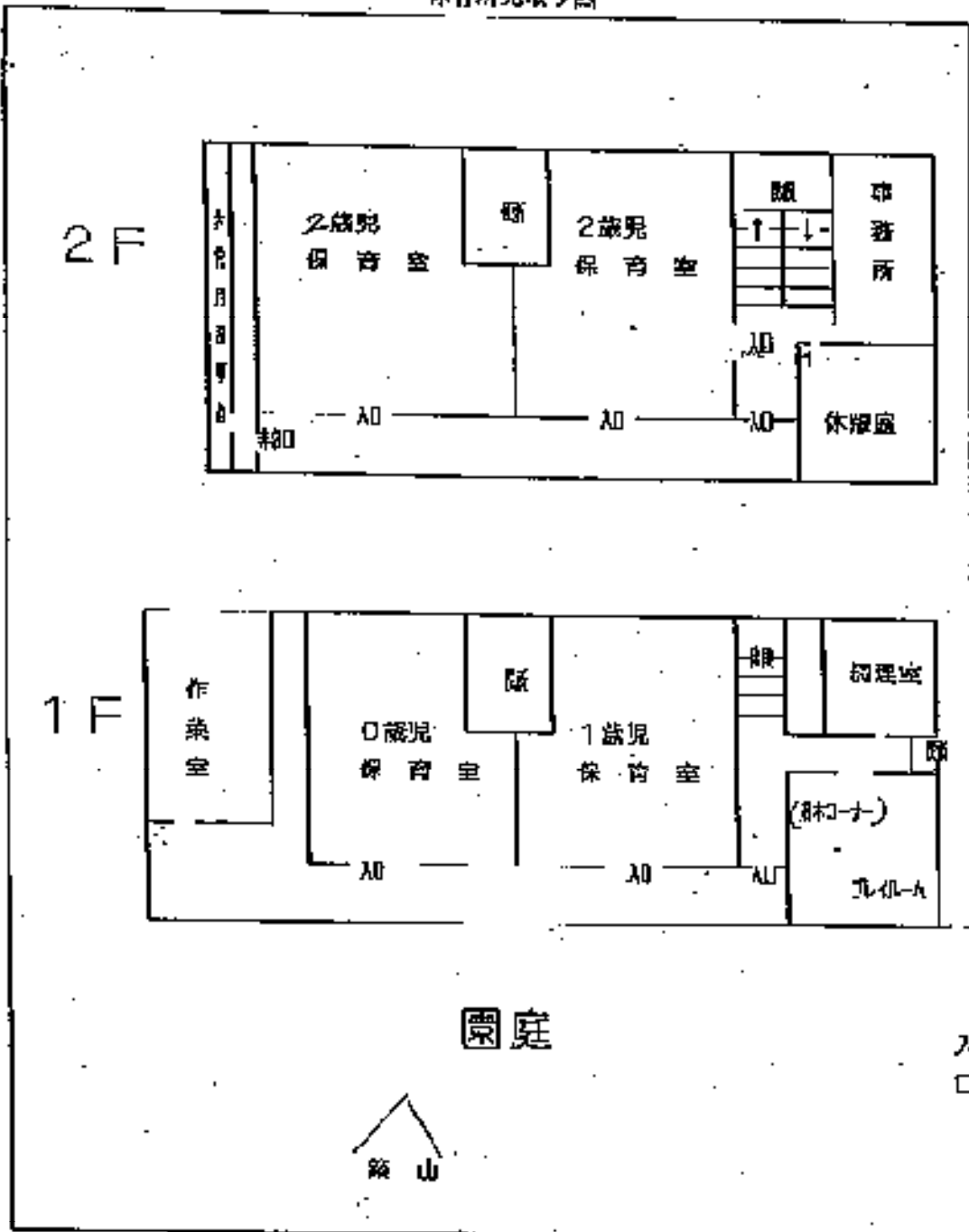
名称	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
京都市船岡乳児保育所	7 人	25 人	19 人	—	—	—	51 人
京都市九条保育所	4 人	8 人	10 人	9 人	15 人	10 人	56 人
京都市吉祥院保育所	6 人	10 人	6 人	12 人	15 人	12 人	61 人

(参考 2) 施設の概要

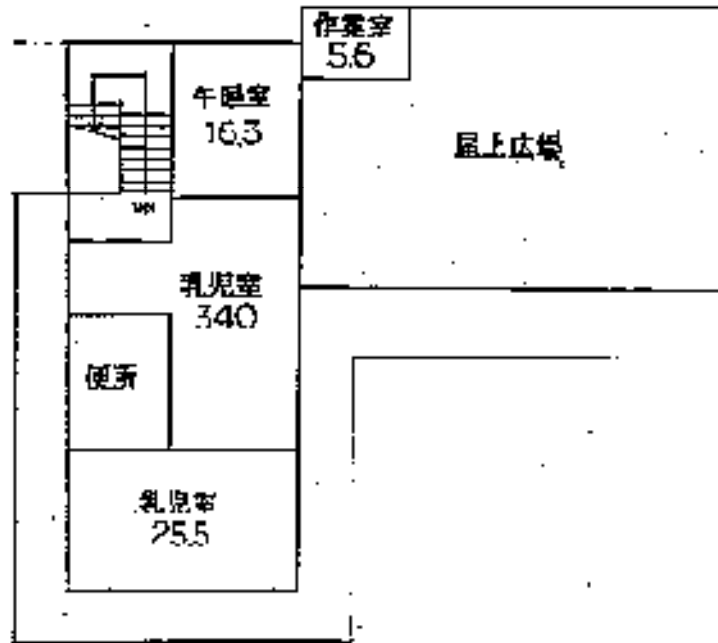
名称	主な施設概要	建築年次	床面積	敷地面積	備考
京都市船岡乳児保育所	保育室, 調理室, 園庭	昭和 49 年 平成 9 年	298.90 m ² 24.17 m ²	567.52 m ²	鉄筋コンクリート造 2 階建て ※耐震改修不要
京都市九条保育所	保育室, 調理室, 園庭	昭和 48 年	298.49 m ²	476.16 m ²	鉄筋コンクリート造 2 階建て ※耐震改修不要
京都市吉祥院保育所	保育室, 調理室, 園庭	昭和 45 年 平成 2 年	238.69 m ² 263.43 m ²	786.9 m ²	鉄筋コンクリート造 2 階建て ※耐震改修不要

名称	用途地域	建ぺい率	容積率
京都市船岡乳児保育所	第一種住居地域	60%	200%
京都市九条保育所	第二種住居地域 (一部は商業地域)	60% (80%)	200% (600%)
京都市吉祥院保育所	第一種住居地域	60%	200%

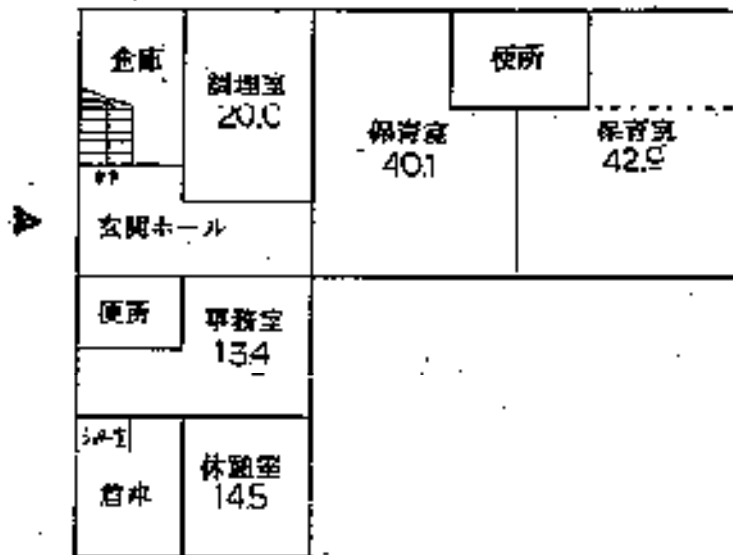
保育所見取り図



九条保育所



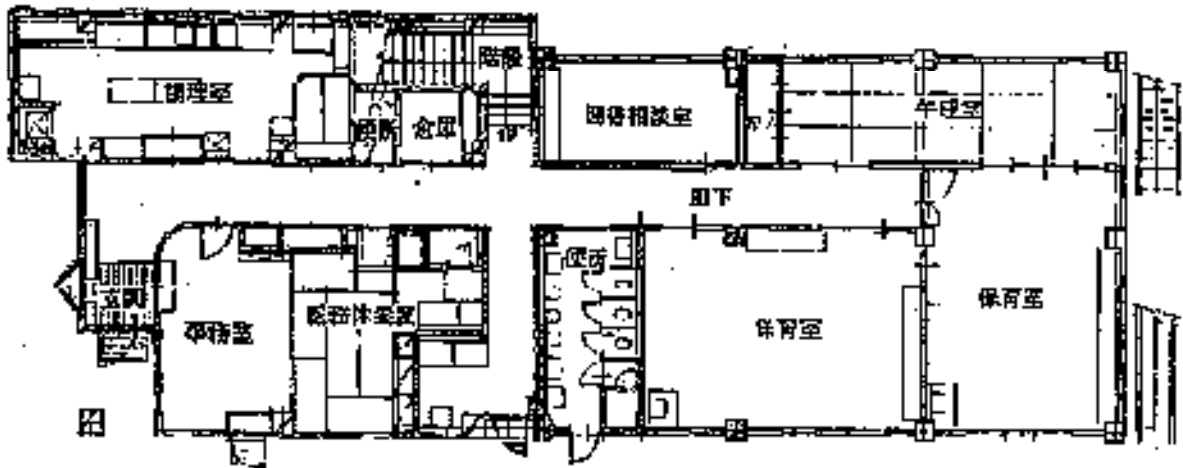
2階平面図



1階平面図

京都市吉祥院保育所見取区

(1階)



(2階)

